



特別支援教育ほっと通信

令和4年6月
西部教育局

特別支援学級の教科用図書について

教科用図書(以下、教科書という。)とは、「学校において、**教育課程の構成に応じて**組織配列された教科の主たる教材として用いられる図書」です。

つまり

**教育課程が構成されていないと
選ぶことができません!**



スタートして間もないですが、次年度(令和5年度)の教育課程を可能な限り明確にした上で教科書を選びましょう!

特別支援学級においては、

- ①文部科学大臣の検定を経た教科書(検定教科書)や
 - ②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作教科書)を使用します。
- これらを使用することが適当でない場合は、
- ③教科用図書以外の絵本等の一般図書(一般図書)を教科書として使用することが認められています。

無償給与です!

採択された教科書の需要数は、**毎年9月16日までに各都道府県から文部科学大臣に報告すること**とされています。
【教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条(昭和23年文部省令第15号)】

局への報告締切は、**8月下旬**の予定です。



① 検定教科書

通常学級で使用しているものです。



令和5年度使用分から紙媒体での冊子配布が中止されました。文部科学省ホームページに掲載されていますので御確認ください。
【掲載サイト】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00004.html

② 著作教科書

視覚障がい者用
聴覚障がい者用
知的障がい者用
(いわゆる☆(ほし)本)



③ 一般図書



各教科書は、教科書センターに以下のとおり展示されます。選定の参考にしてください。

【西部地区の教科書センター】

米子市立図書館、大山町立図書館、日野町図書館…**6/3(金)~6/30(木)**
境港市民図書館…**7/11(月)~7/25(月)**

②著作教科書及び③一般図書については、米子市立図書館のみに展示されます。また、③一般図書は一部のみの展示となります。未展示の一般図書については、出版社のホームページ等を参考にしてください。

教科書選定の留意事項等については、**特別支援教育の手引き(令和4年3月改訂鳥取県教育委員会)**の32~34ページを参考にしてください。



県教育委員会特別支援教育課のホームページで閲覧できます。(ダウンロードも可能です。)

